

練馬区狭あい道路の解消等に係る助成金交付要綱

平成30年3月22日
29練都建第1247号

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、狭あい道路等の拡幅に係る費用、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号に規定する位置の指定の申請に係る費用および非常用通路の設置に係る費用の一部をそれぞれ助成することにより、災害に強い安全なまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

条例 東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）をいう。

狭あい道路 つぎに掲げる道路または道のうち、当該道路もしくは道の幅員またはすみ切りが確保されていないもの（都道、区道または区有通路に該当するものであって、当該道路もしくは道の幅員またはすみ切りが区域図において確保されているものを除く。）をいう。

ア 法第42条第1項第3号の規定による道路

イ 法第42条第1項第5号の規定による位置の指定を受けた道路または位置の指定を求める道

ウ 法第42条第2項の規定による道路

エ 法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可に当たり関係権利者が協定を締結した道

オ 法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可に当たり特定行政庁が公衆用通路として認定した道

カ 法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可に当たり特定行政庁が指定した区有通路

狭あい道路等 狭あい道路および条例第2条第1項の規定により道路状に整備をしなければならない部分の土地をいう。

道 法第42条第1項および第2項の規定による道路以外で舗装がされており、一般の交通の用に供されている土地

行き止まり道路 道路または道の一端のみが他の道路または道に接続したものをいう。

非常用通路 災害時に行き止まり道路から道路、道、空地等に安全に通り返れる通路をいう。

第2章 狭あい道路等の拡幅に係る費用の助成

(助成対象者)

第3条 狭あい道路等の拡幅に係る費用の助成を受けることができる者は、つぎの各号のいずれにも該当する土地（以下この章において「助成対象土地」

という。)の所有権を有する者または当該所有権を有する者の同意を得た者で区税等(個人住民税、軽自動車税または法人住民税をいう。以下同じ。)を滞納していない者とする。ただし、住宅または宅地の販売を主たる目的とした者を除く。

練馬区(以下「区」という。)の区域内(以下「区内」という。)に存する土地

狭あい道路に接している土地のうち、道路もしくは道としなければならない部分の土地または条例第2条第1項の規定により道路状に整備しなければならない部分の土地

法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可を要しない土地

- 2 前項に規定する区税等を滞納していないことの確認は、区に当該税を納付している個人にあつては区長が当該個人の同意に基づいて納付状況を調査する方法により行い、法人または区以外の地方公共団体に当該税を納付している個人にあつては前年度に係る当該税の納税証明書または非課税証明書(前年度の発行が可能となる時期の前においては、前々年度とする。)の提出を求めることにより行うものとする。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、次条各号に掲げる基準を満たした、つぎに掲げる費用とする。

助成対象土地の区域内に存する工作物の撤去または移設に係る費用

狭あい道路および助成対象土地の区域内に存する埋設物の移設に係る費用

道路の境界線または条例第2条第1項の規定により道路状に整備をする二等辺三角形の底辺となる線(以下これらを「後退線」という。)から水平距離1メートルの範囲内に新設する工作物に係る費用

助成対象土地の区域内に存する樹木または生垣の伐採、伐根または移植に係る費用

後退線から水平距離3メートルの範囲内に植える樹木または生垣に係る費用。ただし、練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例(平成19年12月練馬区条例第79号)または練馬区風致地区条例(平成25年12月練馬区条例第69号)により緑化が義務付けられている場合を除く。

助成対象土地の区域内および助成対象土地から水平距離1メートルの範囲内における舗装の撤去または新設に係る費用

隣地の区域内に新設する障壁に係る費用

前各号に定めるものに係る設計図書の作成に係る費用

前各号に定めるもののほか、区長が必要と認める費用

(助成対象土地の整備の基準)

第5条 助成対象土地の整備の基準は、つぎに掲げるものとする。

区域内に工作物もしくは樹木または生垣を設置しないこと。ただし、L形側溝(狭あい道路が片勾配の場合にあつては縁石)、雨水枡および汚水

柵は、後退線に沿って設置することができる。

狭あい道路と同程度の舗装をすること。

区域を石杭、金属標、金属鋸等により容易に特定できるようにすること。

- 2 前条第3号の規定により工作物を新設し、または前条第6号の規定により舗装を新設する場合において、区が標準構造を定めているときは、当該標準構造に準じて行わなければならない。
- 3 第1項第1号ただし書および第2号の規定は、助成対象土地を都道、区道または区有通路として寄附する場合は、適用しない。

(助成金の額)

第6条 第4条各号に掲げる費用に対する助成金の額は、合計して3,000,000円または実際に支払った額のいずれか少ない額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。次項、第9条第1項および第13条第1項において同じ。)とする。この場合において、第4条各号に掲げる費用は、それぞれ別表に定める単価を上限として、その額を算出しなければならない。

- 2 前項前段の規定にかかわらず、第4条第1号に掲げる費用に擁壁の撤去または移設に係る費用が含まれる場合または同条第3号に掲げる費用に擁壁の新設に係る費用が含まれる場合の助成金の額は、3,500,000円または実際に支払った額のいずれか少ない額とする。
- 3 この章の助成は、予算の範囲内において行う。

第3章 法第42条第1項第5号に規定する位置の指定の申請に係る費用の助成

(助成対象者)

第7条 法第42条第1項第5号に規定する位置の指定の申請に係る費用の助成を受けることができる者(以下この章において「助成対象者」という。)は、道路の築造を猶予する道に関する指定道路等取扱基準(平成30年3月22日29練都建第1246号)第3の1に該当する道(以下この章において「助成対象道」という。)について、練馬区建築基準法施行規則(平成5年8月練馬区規則第55号。以下「規則」という。)第16条第2項に規定する位置の指定の申請をする者で区税等を滞納していない者とする。ただし、住宅または宅地の販売を主たる目的とした者を除く。

- 2 前項の規定にかかわらず、次条第1項第4号に掲げる費用については、すみ切りとなる土地の所有権を有する者で区税等を滞納していない者を助成対象者とする。
- 3 前2項に規定する区税等を滞納していないことの確認については、第3条第2項の規定を準用する。

(助成対象経費)

第8条 助成の対象となる経費は、位置の指定の申請に必要なつぎに掲げる費用とする。

土地、建築物または工作物の調査または測量に係る費用

図面の作成に係る費用
不動産登記に係る費用
次項各号に掲げる基準によるすみ切りに係る費用
前各号に定めるもののほか、区長が必要と認める費用

2 前項第4号の基準は、つぎのとおりとする。

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4第1項第2号に規定する形態であること。

前号の形態が、第14条に規定する助成金の交付申請時にL形側溝、塀等により既に確保されていないことまたは地籍測量図で不動産登記されていないこと。

法第42条第1項および第2項に規定する道路と助成対象道が接続する箇所

所に設けられたものであること。
すみ切りとなる土地が分筆されていること。ただし、分筆以外の方法ですみ切りの位置が明確になっている場合は、この限りでない。

（助成金の額）

第9条 前条第1項各号に掲げる費用に対する助成金の額は、合計して400,000円または実際に支払った額のいずれか少ない額とする。この場合において、同項第1号から第3号までおよび第5号に掲げる費用に対する助成金の額は、合計して200,000円を上限とし、同項第4号に掲げる費用に対する助成金の額は、すみ切り1か所当たり100,000円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、この章の助成と次章の助成を同時に受ける場合の助成金の額は、500,000円を上限とする。

3 この章の助成は、予算の範囲内において行う。

第4章 非常用通路の設置に係る費用の助成

（助成対象者）

第10条 非常用通路の設置に係る費用の助成を受けることができる者は、つぎの各号のいずれにも該当する土地であって、区長が非常用通路を整備することが有効であると認めたもの（以下この章において「助成対象土地」という。）の所有権を有する者または当該所有権を有する者の同意を得た者で区税等を滞納していない者とする。

区内に存する土地

幅員が4メートル以下の行き止まり道路のみに接している土地

2 前項に規定する区税等を滞納していないことの確認については、第3条第2項の規定を準用する。

（助成対象経費）

第11条 助成の対象となる経費は、次条各号に掲げる基準を満たした、つぎに掲げる費用とする。

非常用通路となる土地の区域内に存する工作物の撤去または移設に係る費用

非常用通路となる土地の区域内に存する埋設物の移設に係る費用

助成対象土地（非常用通路となる土地を除く。）の区域内に新設する工作物に係る費用

非常用通路となる土地の区域内に存する樹木または生垣の伐採、伐根または移植に係る費用

助成対象土地（非常用通路となる土地を除く。）の区域内に植える樹木または生垣に係る費用

非常用通路となる土地の整地または舗装に係る費用

非常用通路の区域内に新設する門扉、階段または梯子に係る費用

前各号に定めるものに係る設計図書の作成に係る費用

前各号に定めるもののほか、区長が必要と認める費用

（非常用通路の整備の基準）

第12条 非常用通路の整備の基準は、つぎのとおりとする。

行き止まり道路から道路、道、空地等に連続をした概ね幅90センチメートル以上の通路とすること。ただし、路面からの高さが概ね3メートルを超える部分を除く。

原則として、区域内に工作物もしくは樹木または生垣を設置しないこと。

避難時の通行に支障のないように整地し、または舗装すること。

門扉等は、避難時に容易に避難ができる構造とすること。

（助成金の額）

第13条 第11条各号に掲げる費用に対する助成金の額は、合計して300,000円または実際に支払った額のいずれか少ない額とする。

2 前項の規定にかかわらず、この章の助成と前章の助成を同時に受ける場合の助成金の額は、500,000円を上限とする。

3 この章の助成は、予算の範囲内において行う。

第5章 助成の手続

（交付申請）

第14条 第2章から前章までに規定する助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成の対象となる経費に係る工事または測量に着手する1か月前までに、狭あい道路の解消等に係る助成金交付申請書（第1号様式）に、つぎに掲げる書類を添付し、区長に提出しなければならない。

案内図（縮尺2,500分の1程度）

工事または測量に着手する前の状況を写した全景および部位ごとの写真ならびに当該写真の撮影位置が分かる書類

登記事項証明書（申請前3か月以内に証明されたものに限る。）または借地契約書の写し

第3条第2項に規定する区税等を滞納していないことを証明する書類

整備計画図および計画に係る見積書の写し（第2章または前章の助成を受ける場合に限る。）

道路計画図および計画に係る見積書の写し（第3章の助成を受ける場合に限る。）

委任状（申請を委任する場合に限る。）

前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

（交付決定）

第15条 区長は、前条の規定による助成金の交付の申請があったときは、交付申請書および関係書類の審査を行い、助成金の交付を決定したときは狭あい道路の解消等に係る助成金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないことを決定したときは狭あい道路の解消等に係る助成金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による助成金の交付の決定を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができるものとする。

（交付申請の変更）

第16条 前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「被助成者」という。）は、当該助成金の交付決定を受けた後に決定に係る内容に変更が生じたときは、速やかに狭あい道路の解消等に係る助成金交付変更申請書（第4号様式）を区長に提出しなければならない。

（交付申請の変更決定）

第17条 区長は、前条の規定による変更の申請があったときは、変更申請書および関係書類の審査を行い、適当と認めるときは、助成金の交付の変更を決定し、狭あい道路の解消等に係る助成金交付変更決定通知書（第5号様式）により被助成者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第18条 被助成者は、第15条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた後に交付申請を取り下げるときは、速やかに狭あい道路の解消等に係る助成金交付申請取下届（第6号様式）を区長に提出しなければならない。

（実績報告）

第19条 被助成者は、助成の対象となる経費の支払いが完了したときは、速やかに実績報告書（第7号様式）に、つぎに掲げる書類を添付し、区長に提出しなければならない。

請負契約書またはこれに代わる書類の写し

経費を支払ったことを証明する領収書の写し

工事完了後の状況を写した全景および部位ごとの写真ならびに当該写真の撮影位置が分かる書類（第2章または前章の助成を受ける場合に限る。）

規則第16条第2項に規定する申請書の写し（受付印のあるものに限る。）

および地籍測量図（分筆をした場合に限る。）（第3章の助成を受ける場合に限る。）

前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、第8条第1項第4号に規定する費用についてのみ交付決定を受けた被助成者は、前項第1号から第3号までの書類を添付することを要しない。

(助成金の額の確定)

第20条 区長は、前条の規定により提出があつた報告書等の審査および実地調査により、被助成者が交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、速やかに助成金の額を確定し、狭あい道路の解消等に係る助成金交付額確定通知書(第 8 号様式)により被助成者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第21条 前条の規定による通知を受けた被助成者は、助成金の支払を受けようとするときは、請求書を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による請求があつたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第22条 区長は、被助成者がつぎの各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

前 2 号に掲げるもののほか、区長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付の決定の全部または一部を取り消したときは、狭あい道路の解消等に係る助成金交付決定取消通知書(第 9 号様式)により被助成者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第23条 区長は、前条第 1 項の規定により助成金の交付の全部または一部を取り消した場合において、既に被助成者が助成金を受領しているときは、期限を定めてその取消しに係る部分について、返還を命ずるものとする。

(延滞金の納付)

第24条 被助成者は、前条の規定により、助成金の返還を命じられた場合において、納期日までに助成金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満切捨て)を区に納付しなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(他の助成制度との調整)

第25条 被助成者は、他の制度により助成を受けたときまたは助成を受けられるときは、当該助成の対象となる部分については、この要綱による助成を受けることができない。

(委任)

第26条 この要綱の施行について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

(練馬区狭あい道路拡幅整備助成要綱等の廃止)

- 2 練馬区狭あい道路拡幅整備助成要綱（平成7年4月5日練環建発第347号）
および練馬区狭あい道路拡幅整備助成要綱の事務取扱要領（平成10年1月7日練環建狭発第14号）は廃止する。